

第 3 2 回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 2 月 9 日（月）

農村環境改善センター 農事研修室

第32回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和6年12月9日（月）

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 内山 充 弘

4、出席委員（16名）

1番	平 賀 久 雄	3番	小 川 一 成
4番	穴 倉 喜八郎	5番	川 寄 篤 之
6番	増 田 健 二	7番	平 賀 武
8番	加藤岡 一 弘	9番	内 山 充 弘（会長）
10番	中 村 和 敏	11番	川 嶋 一 美
12番	板 倉 小百合	13番	内 海 亮 一（会長職務代理者）
14番	梅 原 英 男	15番	齋 藤 重 幸
16番	鵜 澤 英 夫	17番	今 関 喜 明

5、欠席委員（1名）

2番 齊 藤 義 信

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（整理番号1～10）

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
（整理番号1）

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
（利用権設定）

第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（整理番号1）

第7 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
（整理番号1～2）

7、農業委員会事務局職員

事務局長 野 口 裕 之

主任書記 長谷川 聡 彦

主 査 片 岡 和 信

主任書記 井 内 和香子

◎開 会

○議長 ただいまより、第32回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、16名で定足数に達しておりますので、第32回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

なお、本日は、齊藤義信委員から所用のため、欠席の旨、連絡がありましたことを報告いたします。

(午後 3時02分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、小川一成委員及び穴倉喜八郎委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の片岡主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～10)

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、議案第1号の案件は10件予定されております。

本日審議をいただく、整理番号9の案件は、中村和敏委員が大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審査する際には、退出していただくことになります。

また、整理番号10の案件は、日程第4、議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号1の案件と関連があります。

つきましては、議案第1号の整理番号10については、日程第4、議案第2号の整理番号1で一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議がないとのことでございますので、先行して、整理番号1から8の案件の審議をお願いしたいと思います。

○議長 それでは、事務局から議案第1号、整理番号1から8について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、大網字山王、地目 畑の1筆、面積89㎡を、整理番号2の申請地と交換により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者及び義務者とも、農地を交換し利便性をよくするため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

赤で1-1と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、1ページから4ページまでになります。

4ページをご覧ください。

申請地が権利者の田となることにより、申請地を囲む権利者所有の田と一体となり、利便性がよくなるということでございます。

戻りまして、1ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「〔1〕基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、整理番号2、申請地は、大網字山王、地目 畑の1筆、面積178㎡を、整理番号1の申請地と交換により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者及び義務者とも、農地を交換し利便性をよくするため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面1ページをご覧ください。

赤で1-2と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料5ページから8ページまでになります。

7ページをご覧ください。

申請地が権利者の畑となることにより、申請地右側に権利者自宅があり、利便性がよくなるということでございます。

戻りまして、5ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「〔1〕基本要件」は全て該当しないものと

思われます。

次に、議案書の２ページをご覧ください。

整理番号３、申請地は、大網字山王、地目 田の１筆、面積４７９㎡を、整理番号４の申請地と交換により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者及び義務者とも、農地を交換し利便性をよくするため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の１ページをご覧ください。

赤で１－３と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、９ページから１２ページまでになります。

戻りまして、１２ページをご覧ください。

申請地が権利者の田となることにより、隣接の権利者所有の田と一体となり、利便性がよくなるということでございます。

戻りまして、９ページをご覧ください。

「農地法第３条における審議事項確認書」の「〔１〕基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、整理番号４、申請地は、大網字山王、地目 田の１筆、面積３３７㎡を、整理番号３の申請地と交換により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者及び義務者とも、農地を交換し利便性をよくするため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の１ページをご覧ください。

赤で１－４と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、１３ページから１６ページまでになります。

１６ページをご覧ください。

申請地が権利者の田となることにより、隣接の権利者所有の田と一体となり、利便性がよくなるということでございます。

１３ページをご覧ください。

「農地法第３条における審議事項確認書」の「〔１〕基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、議案書の３ページをご覧ください。

整理番号５、申請地は、北横川字上海道、地目 田の１筆、面積３，４２７㎡を売買によ

り所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の2ページをご覧ください。

赤で示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、17ページから20ページまでになります。

17ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「〔1〕基本要件」は全て該当しないものと思われま

す。次に、整理番号6、申請地は、北今泉字南浜戸、地目 田の1筆、面積1, 114㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の3ページをご覧ください。

赤で示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、21ページから24ページまでになります。

21ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「〔1〕基本要件」は全て該当しないものと思われま

す。次に、議案書の4ページをご覧ください。

整理番号7、申請地は、金谷郷字高海堤、地目 田の1筆、面積1, 209㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は所有農地に隣接している田で耕作し易いため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の4ページをご覧ください。

赤で示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、25ページから28ページまでになります。

25 ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1] 基本要件」のうち、「全部効率利用が認められない場合」で、「①機械の確保状況」で、所有が耕運機2台と草刈機3台ですが、水稲については、作業委託とのことから、支障なしとし、また、遊休農地が有りとなっておりますが、現在、果樹が植栽されており、今後、適正に維持管理する旨の文書の提出があり、全て支障なしと思われます。

次に、整理番号8、申請地は、養安寺字尻無、及び沼、地目 田の5筆、面積4,027㎡を、贈与により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作しないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の5ページをご覧ください。

赤で示した5箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、29ページから36ページまでになります。

29ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1] 基本要件」は全て該当しないものと思われます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1から4の案件につきましては、小川一成委員、お願いいたします。

○小川委員

それでは、議案第1号整理番号1から4について報告します。

調査については、1日に加藤推進委員と行いました。

内容については事務局の説明の通りです。

説明が整理番号の1及び2、又、3と4についても土地交換により利便性の向上を図るためのものだということです。

整理番号1の権利者ですが、交換により面積は少なくなるが、隣接する自分の土地と一体的に管理ができるようになるためとのことです。

整理番号2の権利者は、土地が自分の自宅近くになり管理がしやすくなるとのことでお互いに交換するとのことです。

続いて、整理番号３と４ですが、両権利者とも水路を挟んで隣接地にあるので、交換することにより、お互いに水田を一体的に管理できるようになるので、利便性の向上が図れることということです。

すべての土地も綺麗に管理されており問題はないと思われます。

慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号５の案件につきましては、鵜澤英夫委員、お願いいたします。

○鵜澤委員

それでは、議案第１号整理番号５について調査報告いたします。

内容につきましては、事務局の説明の通りです。

１２月１日、齋藤推進委員と私で権利者宅にお伺いしてお話を聞いてきましたところ、義務者の方から耕作できないので買っていただきたいと申し込まれたので、承諾して売買契約して今回の申請に至りましたとのことでした。

その後、義務者に電話して確認しましたところ、間違いなしとのことでした。

委員の皆さんの慎重審議よろしくをお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号６の案件につきましては、加藤岡一弘委員、お願いいたします。

○加藤岡委員

それでは、議案第１号整理番号６について、調査報告いたします。

内容につきましては、事務局説明の通りです。

調査は１２月６日に市東推進委員と申請地で権利者にお話を伺いました。

また、義務者には電話での聞き取りとなりました。

双方とも今回の申請に間違いなしとのことでした。

権利者は、以前よりこの土地を借りて耕作しており、今回、義務者は地元にはいないことや、今後のことを考え、権利者に土地を手放したいことを相談したことから、今回の申請に至ったとのことでした。

特に問題ないと思いますが、皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号７の案件につきましては、平賀久雄委員、お願いいたします。

○平賀委員

それでは、議案第1号整理番号7について、調査結果を報告いたします。

内容については事務局説明の通りでございます。

12月4日に伊藤推進委員と、義務者及び権利者にお会いし、調査を実施しました。

申請地は現在進められている両総土地改良区山辺工区の事業区域内であり、今年も耕作されていました。

義務者からは耕作できないので、隣接農地の所有者である権利者に相談したところ、話がまとまりましたということで、権利者からは一部作業委託をして耕作し、その後、土地改良事業の工事が完了しましたら、地域の営農組合に集積集約し、耕作をしますということで、今回の申請に間違いありませんよろしくお願い申し上げますとのことでした。

特に問題はないかと思いますが、委員の皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号8の案件につきましては、宍倉喜八郎委員、お願いいたします。

○宍倉委員

それでは、議案第1号整理番号8について調査報告を申し上げます。

内容につきましては、事務局の説明の通りでございます。

義務者と権利者は、親戚関係にあり、以前より当該農地は、権利者に管理してもらってきましたが、義務者の方に将来的に管理する者がいないため、権利者に所有権移転の話があったそうです。

義務者には12月3日、遠方のため、電話で話を伺いました。

贈与による所有権移転の内容に、間違いのないとのことです。よろしくお願い申し上げます。

12月7日、宍倉推進委員さんとともに現地にて立ち会いのもと、権利者にお話を伺い確認しました。

現地は綺麗に管理されており、申請内容に間違いのないとのことでした。

以上、特に問題点はないと思われますが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から8について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第１号の整理番号１から８に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第１号、整理番号１について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第１号、整理番号１は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第１号、整理番号２について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第１号、整理番号２は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第１号、整理番号３について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第１号、整理番号３は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第１号、整理番号４について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第１号、整理番号４は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第１号、整理番号５について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第１号、整理番号５は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第１号、整理番号６について、原案のとおり許可することに賛成の方は

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号6は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号7について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号7は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号8について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号8は、原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、整理番号9の案件の審議をお願いしたいと思いますので、議事参与の制限に該当します、中村和敏委員は、ここで退室をお願いいたします。

(中村和敏委員退室)

○議長 それでは、事務局から議案第1号、整理番号9について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の5ページをご覧ください。

整理番号9、申請地は、長国字上幸田及び笹苗代、地目 田の3筆、面積3,648㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の6ページをご覧ください。

赤で示した3箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、37ページから43ページまでになります。

37ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「〔1〕基本要件」は全て該当しないものと思われま

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号9の案件につきましては、板倉小百合委員、お願いいたします。

○板倉委員

議案第1号整理番号9について調査報告を申し上げます。

内容につきましては、事務局の説明の通りです。

12月1日に鶴澤推進委員と権利者及び義務者宅へ伺い、お話を聞き、その後、現地確認を行いました。

義務者は高齢で後継者もいないので、農地を維持することが難しくなり、近所で、現在水田の耕作を依頼している権利者に、農地の売買を頼んだところ、承諾していただいたそうです。

権利者も申請内容に間違いのないことでした。

権利者は稲作を中心とした認定農業者ですので、何ら問題はないと思われますが、委員の皆様のご慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号9について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見とともにないようですので、これにて議案第1号の整理番号9に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号9について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号9は、原案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、中村和敏委員を入室させてください。

(中村和敏委員入室)

◎議案第2号（整理番号1）

◎議案第1号（整理番号10）

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第2号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の6ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、細草字原ノ前、地目 畑の1筆、面積1,447㎡の一部に使用貸借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.333㎡であります。

権利者および義務者は、議案書のとおりです。

申請位置は、別添資料の図面の7ページをご覧ください。

赤で示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、44ページから68ページまでになります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱74本を設置するものでございます。

事業を行う理由は、申請地を借受け、引き続き、太陽光発電施設を設置し、更に下部で営農を行うことで農地を有効活用できるように計画されたとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準であります。

申請地は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられます。

第1種農地は、原則として許可することができない農地ではありますが、例外許可として、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

その要件といたしましては、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度や間隔は農作物の生育に適した日照量を保った設計であり、支柱の高さや間隔は、農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること、下部の農地における単収が、同じ地域の平均的な単収と比較しておおむね2割を超える減少が見込まれないこと、当該設備を撤去するのに必要な資力があること、などになります。

さらに、この一時転用を許可する際には、営農の適切な継続が確保されることとして、生産された農作物の状況を毎年報告するほか、営農が行われない場合または営農型発電設備事業を廃止する場合は、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することがで

きる状態に回復すること、などの条件を付することとされております。

本申請は、直径76mmの支柱を3m間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われます。

続きまして、一般基準であります。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、根抵当権が設定されておりますが、抵当権者の同意書が添付されていることから、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

次に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、さつまいもの作付を予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般基準および営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

議案書に戻りまして、5ページ下段をご覧ください。

続いて、関連します、区分地上権設定の議案第1号、整理番号10の案件について説明させていただきます。

区分地上権の設定については、令和6年4月から施行された「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度の取り扱いに関するガイドライン」により農地法第5条の一時転用と併せ、設定が必要となりました。

このことから、パネル設置者と土地所有者が異なりますので、支柱に係る一時転用と同時に太陽光パネル面積の422.98㎡に新たに区分地上権を設定するものでございます。

申請内容の詳細は、先程と同様で別添の詳細資料44ページから68ページまでになります。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

議案第２号、整理番号１及び関連のある議案第１号、整理番号１０の案件について、一括して、中村和敏委員、お願いいたします。

○中村委員 議案第１号整理番号１０、議案第２号整理番号１、営農型太陽光発電に係る農地一時転用について説明します。

内容は事務局の説明の通りです。

１２月１日、板倉農業委員と片岡豊推進委員の３名で、現地で話を伺いました。

場所にあつては、権利者宅南側に隣接しており、日当たりも良好で、サツマイモ栽培しているとのことでした。

収穫は近所の方数人をお願いし、販売は地元の加工業者に全量を納めているとのことでした。

権利者は、今年は去年よりも数量が上がったと喜んでおり、小型トラクター等揃っていて、綺麗に管理されており、何ら問題はないと思いますが、慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第２号、整理番号１、及び 議案第１号、整理番号１０の案件について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第２号、整理番号１、及び議案第１号、整理番号１０の案件について質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

○議長 議案第２号、整理番号１、及び議案第１号、整理番号１０について、議案第２号、整理番号１は原案のとおり許可相当、議案第１号、整理番号１０は原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第２号、整理番号１は原案のとおり許可相当、議案第１号、整理番号１０は原案のとおり許可とすることに決定いたします。

○議長 よって、議案第２号、整理番号１につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第３号（利用権設定）

○議長 それでは、日程第５、議案第３号「大網白里市農用地利用集積計画の作成について」を議題とします。

なお、本日審議をいただく、整理番号３０の案件は、小川一成委員が、整理番号３１の案件は、中村和敏委員が大網白里市農業委員会会議規則第１０条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審査する際には、退出していただくことになります。

つきましては、先行して、整理番号１から２９の案件の審議をお願いしたいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○事務局 異議がないとのことでございますので、それでは、事務局から議案第３号、整理番号１から２９について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の７ページをご覧ください。

本案は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の８ページ「利用権設定総括表」をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は１５人、利用権の設定をする者は３０人、利用権の設定をする農用地の筆数および面積は、田が１６１筆で、面積１７４，５７５．９１㎡、畑が５筆で、面積３，４３３㎡、田と畑の合計面積は、１７８，００８．９１㎡でございます。

次に、議案書の９ページから１１ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の１２ページから３０ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が２３件、更新が８件で、計３１件でございます。

整理番号１から２９の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号１、駒込、田が５筆、５，３２２㎡、１０年、金納、１０ａ当たりコシヒカリ１等米６０kg相当額、新規。

整理番号２、上谷新田、田が５筆、１０，０４９㎡、１０年、物納、１０ａ当たりコシヒカリ１等米９０kg、新規。

整理番号3、四天木、田が15筆、5,904㎡、10年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg相当額、新規。

整理番号4、四天木、田が3筆、6,697㎡、10年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg相当額、新規。

整理番号5、細草、畑が1筆、3,453㎡のうち1,000㎡、10年、金納、全面積で150,000円、新規。

整理番号6、四天木、田が1筆、1,438㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg、新規。

整理番号7、四天木、田が1筆、2,737㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米90kg、新規。

整理番号8、四天木、田が5筆、4,626㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg、新規。

整理番号9、四天木、田が3筆、5,397㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米90kg、新規。

整理番号10、下ヶ傍示、田が4筆、10,137㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg、新規。

整理番号11、下ヶ傍示、田が8筆、10,574㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米90kg、新規。

整理番号12、南今泉、田が1筆、1,454㎡、6年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg、新規。

整理番号13、南今泉、田が1筆、3,176㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米90kg、新規。

整理番号14、南今泉、田が4筆、6,712㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米90kg、新規。

整理番号15、南今泉、田が3筆、1,788㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg、新規。

整理番号16、南今泉、田が1筆、2,998㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米90kg、新規。

整理番号17、南今泉、田が1筆、3,044㎡、20年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米90kg、新規。

整理番号18、南今泉、田が6筆、5, 238 m²、10年、物納、10a 当たりコシヒカリ1等米60kg、新規。

整理番号19、南今泉及び北今泉、田が7筆、12, 822 m²、10年、物納、10a 当たりコシヒカリ1等米90kg、新規。

整理番号20、四天木、田が1筆、575 m²、6年、物納、10a 当たりコシヒカリ1等米60kg、新規。

整理番号21、四天木、畑が2筆、583 m²、10年、金納、10a 当たり10,000円、新規。

整理番号22、駒込、南玉及び池田、田が7筆、6, 361 m²、6年、物納、10a 当たりコシヒカリ1等米30kg、更新。

整理番号23、大網、田が3筆、2, 179 m²、3年、物納、10a 当たりコシヒカリ1等米90kg、更新。

整理番号24、富田、田が16筆、10, 188 m²、6年、物納、10a 当たりコシヒカリ1等米60kg、更新。

整理番号25、富田、畑が1筆、1, 705 m²、10年、金納、10a 当たり10,000円、更新。

整理番号26、経田及び富田、田が23筆、12, 550.91 m²、10年、物納、10a 当たりコシヒカリ1等米60kg、更新。

整理番号27、経田、畑が1筆、145 m²、駒込、田が5筆、9, 430 m² 6年、物納、10a 当たりコシヒカリ1等米60kg、更新。

整理番号28、柳橋、田が5筆、6, 541 m² 3年、物納、10a 当たりコシヒカリ1等米60kg、更新。

整理番号29、桂山、田が3筆、4, 382 m² 10年、物納、10a 当たりコシヒカリ1等米90kg、更新。

なお、整理番号1から29の借受人につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、

担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

なお、更新契約の利用権設定案件につきましては、調査報告を省略させていただきます。

それでは、整理番号１の案件につきましては、平賀武委員、お願いいたします。

○平賀委員

それでは議案第３号整理番号１について、調査報告を申し上げます。

内容は、事務局説明の通りでございます。

１２月４日、私と菅谷推進委員と現地で借受人から話を伺いました。

借受人と貸付人は親戚にあたる関係で、前から借受人が耕作をしていましたが、利用権を設定することで今回の申請に至ったということでございます。

貸付人は遠方のため電話で話を伺いました。

申請書の内容に間違いありません、よろしくお願い申し上げますとのことでした。

特に問題はないと思われますが皆様方の慎重なご審議よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号２の案件につきましては、鵜澤英夫委員、お願いいたします。

○鵜澤委員 農用地利用集積、整理番号２について調査報告いたします。

調査にあたりましては、齋藤推進委員さんと私で、借受人宅にお伺いし、話を聞いて参りました。

借受人のお話ですと、今回、父からの経営移譲により新規となり、生家でもある貸付人の兄に利用権設定を申請していただいたとのことでした。

後、貸付人宅にお伺いし、確認をいたしましたところ、申請内容に間違いのないとのことでした。

委員の皆様のご慎重審議よろしくお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号３～５の案件につきましては、板倉小百合委員、お願いいたします。

○板倉委員

整理番号３と４は借受人が同一ですので、一括して調査報告を申し上げます。

内容としては事務局の説明の通りです。

１２月１日に片岡推進委員と、借受人にお話を伺いました。

今まで耕作を依頼していた方が高齢のため作業できなくなったので、畑の耕作を頼んでい

る借受人に相談があり、隣接している田を耕作しているので、引き受けたとのことでした。

後日、貸付人２人に電話にて確認したところ、この申請に間違いはなく、兄弟の間柄ですので、同じ方に耕作をお願いしたいとの希望があったので、安心したとのことでした。

借受人は意欲的な若手の認定農業者です。

問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重なる審議を、お願いいたします。

続きまして、整理番号５について調査報告を申し上げます。

内容としては事務局の説明の通りです。

１２月１日に片岡推進委員さんと、貸付人宅へ伺い、話を伺いました。

貸付人は、体調を崩し農業を縮小することにしたため、自宅に隣接しているビニールハウス１棟を、知人から紹介された借受人に頼んだところ、快く引き受けてくれたそうです。

電話にて、借受人に確認したところ、間違いなしとのことでした。

借受人はやる気のある若手農業者で、今後、規模拡大をする意思があり、このビニールハウスで次年度より、ナス、キュウリを栽培しＪＡへ出荷する予定だそうです。

問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号６から１９の案件につきましては、齋藤重幸委員、お願いいたします。

○齋藤委員

それでは議案第３号整理番号６から１９について調査報告を行います。

内容は事務局の説明の通りです。

１２月１日から３日にかけて八角推進委員と、貸付人に詳細を電話で伺いました。

借受人は、農事組合法人で申請地をすでに耕作しております。

農事組合法人は認定農業者として新たに利用集積を申請したと話しておりました。

貸付人も安心して任せられると言っておりました。

申請書類は整っており何ら問題はないと思われますので、委員の皆様の慎重審議よろしく
お願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号２０から２１の案件につきましては、川嶋一美委員、お願いいたします。

○川嶋委員

それでは議案第３号整理番号２０について報告します。

内容は事務局の説明通りです。

12月1日に吉原推進委員と貸付人には電話で、借受人には直接会って話を伺い、間違いないとのことでした。

また、当該の田は所有権を移転し、以前より耕作していた借受人との間で、新たに申請したとのことでした。

借受人は認定農業者で機械設備も整っており、問題はないとは思いますが、委員の皆様の慎重審議のほど、よろしくお願いします。

続いて議案第3号、整理番号21について報告します。

内容は事務局の説明の通りです。

同じく12月1日に、吉原推進委員と貸付人に会って話を伺いました。

貸付人の畑は、以前より近所の人に耕作してもらっていましたが、経営規模を縮小するというので、継続ができなくなり耕作をしてくれる人を探していましたが、借受人を紹介されて話をしたところ、了承してもらい、今回の申請に至ったとのことでした。

借受人は、認定農業者で機械設備を整っており、問題はないとは思いますが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から29について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて整理番号1から29に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から29について、一括して採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から29について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から29の案件は、原案のとおり承認する

ことを決定いたします。

◎議案第３号（整理番号３０）

○議長　続きまして、整理番号３０の案件の審議をお願いしたいと思いますので、議事参与の制限に該当します、小川一成委員は、ここで退室をお願いいたします。

（小川一成委員退室）

○議長　それでは、事務局から議案第３号、整理番号３０について、説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、整理番号３０の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号３０、山口及び大網、田が１８筆、１３，５２８㎡、１０年、物納、１０ａ当たりコシヒカリ１等米６０kg、新規。

なお、整理番号３０の借受人につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第５条第２項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長　ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、

担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、整理番号３０の案件につきましては、宋倉喜八郎委員、お願いいたします。

○宋倉委員

それでは、調査結果を報告いたします。

議案第３号、整理番号３０の説明をいたします。

内容は事務局の説明の通りでございます。

１２月１日、加藤推進委員と貸付人宅に行き話を伺いました。

貸付人の方からは、借受人へ高齢で耕作できないのでお願いしたいということで、以前から話していたそうです。

借受人は、認定農業者で、調査農地が自宅近くで隣接農地でもあり、引き受けることになりました。

借受人は、申請地農地の来年度の種もみの注文済みだそうです。

両者の間で合意し、間違いないという回答でした。

問題点はないと思われますが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号30について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて整理番号30に対する質疑を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第3号、整理番号30について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号30の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

ここで、小川一成委員を入室させてください。

(小川一成委員入室)

◎議案第3号(整理番号31)

○議長 続きまして、整理番号31の案件の審議をお願いしたいと思いますので、議事参与の制限に該当します、中村和敏委員は、ここで退室をお願いいたします。

(中村和敏委員退室)

○議長 それでは、事務局から議案第3号、整理番号31について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、整理番号31の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号31、長国及び九十根、田が6筆、8,728㎡、6年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米60kg相当額、新規。

なお、整理番号31の借受人につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、整理番号３１の案件につきましては、板倉小百合委員、お願いいたします。

○板倉委員

議案第３号整理番号３１について調査報告を申し上げます。

内容としては、事務局の説明の通りです。

１２月１日に鵜澤推進委員と、借受人にお会いし話を伺ってきました。

以前より耕作を依頼していた方が高齢のため作業ができなくなったので、ご近所の借受人に相談したところ、耕作地が自宅から近く利便性が良いので、引き受けたそうです。

後日、貸付人に電話にて確認したところ、この申請に間違いのないことでした。

借受人は稲作中心の認定農業者ですので、何ら問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号３１について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号３１に対する質疑を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第３号、整理番号３１について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第３号、整理番号３１の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

ここで、中村和敏委員を入室させてください。

（中村和敏委員入室）

◎報告第1号～報告第2号

○議長 続きまして、日程第6、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、日程第7、報告第2号「農地の転用事実に関する照会について」を一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書31ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は1件でございます。

各農地の所在地および届出者は、議案書に記載のとおりであり、相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の32ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は2件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第2号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて、日程第6から日程第7の報告事項を終了いたします。

○議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

○議長 特にございませんか。

◎閉 会

○議長 ないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第32回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 4時10分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年12月9日

農業委員会会長 内山充弘

署名委員 小川一成

署名委員 実倉喜八郎